

妊娠前検査費の一部補助を行います



西条市では、早期に適切な治療を開始し、子どもを産み育てやすい環境を作ることを目的として、不妊を心配する夫婦が検査を受けた費用の一部を補助します。

対象者

以下のすべてを満たす方が対象です。

- (1) 検査開始日時点において夫婦であること
ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦は、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある方。
- (2) 夫婦の一方または双方が市内に住所を有している方
- (3) 市税の滞納がない方
- (4) 夫婦双方の検査開始日が令和5年4月1日以降で、かつ、検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満の方
- (5) 令和5年4月1日より前に不妊治療を受けたことがない方

補助額・回数

上限3万円とします。1組の夫婦につき、**1回限り**。

対象となる経費

- 医師が不妊症の診断のために必要と認める令和5年4月1日以降の検査で開始日が1年以内
※食事療養標準負担額、個室使用料及び文書料に係る経費を除く
- 夫婦が別の医療機関で検査を受けていても対象
- ほかの自治体による補助金等の交付を受けていない費用

申請期限

治療が終了した日の属する年度内。※年度内に申請できない場合は、必ず事前にご相談ください。

申請方法

下記申請書類を西条市中央保健センターへ提出してください。

- (1) 西条市妊娠前検査費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）
- (2) 西条市妊娠前検査費補助金受診等証明書（様式第2号） **※医療機関が記入**
- (3) 西条市妊娠前検査費補助金請求書（様式第6号）
- (4) 医療機関発行の領収書（原本）

- (1)～(3)は西条市ホームページからダウンロードできます。

来所する際には補助金振込口座の通帳等（請求者名義の口座情報がわかるもの）と印鑑（朱肉を使用するもの。スタンプ印不可）を持参ください。



問い合わせ

西条市健康医療推進課 子育て世代包括支援係（ハピすくルーム）

☎0897-52-1316